

3 ご意見の概要と市の考え方

前 文

私たちのまち八王子は、市内で生活し、働き、学び、活動する市民と市との協働により、活力にあふれた都市の実現を目指している。

これまでも、市政への市民参加は、様々な場で行われてきたところであるが、市民の多様な価値観を地域の特性として活かし、豊かな社会を創造するためには、市民の意見が、市政に的確に反映される仕組みを構築する必要がある。

この仕組みは、市民と市が情報を共有して運用され、市民が自発的、自主的に、かつ、自由に参加することができ、市民と市又は市民と市民お互いが信頼し、共感することを基本原則としなくてはならない。

ここに、市政への参加が市民の権利であり、市民自治の基本原則であることを確認するとともに、市民参加をより一層確かなものとし、市民との協働によるまちづくりを進めるため、この条例を制定する。

意見番号	ご意見	市の考え方
1	前文は「ですます」調のやわらかい表現を望む。	市が条例をつくるにあたっては、当該条例だけでなく、市の例規体系全体のなかでの整合性や統一性にも配慮する必要があると考えます。本市では、現在すべての例規文書の文章表現を、前文も含めて「である」調で統一していますので、この条例においても、できるだけわかりやすい言葉づかいとなるよう配慮しつつ、「である」調としています。
2	「市内で生活し、働き、学び、活動する市民」から「活動する」を削除し、「住民」を重視すべき。	よりよいまちづくりを進めていくためには、市内在住、在勤、在学の方々のみならず、例えば、市内でボランティア活動など公益的な活動をされている方々などの市政への参加も大切であると考えています。そのため、本条例の中では市民をいわゆる「住民」に限定するのではなく、「市内で生活し、働き、学び、活動する市民」と広い概念で捉えています。
3	信頼や共感 は心の問題であり、市民参加の基本原則とするのはおかしい。	本条例素案は、「市民参加のしくみづくり検討委員会」から提出された提言を踏まえてつくっています。この提言では、この条例において 情報共有、 自発性・自主性、 参加バリアフリー、 信頼・共感を市民参加の基本原則として、前文に盛り込むべきとしています。市では、このことを前文のなかで表現しました。心の問題というより、市民参加のプロセスを通じて築かれる市民と行政、市民同士の関係性を「信頼・共感」という言葉で表していると考えています。

第2条 （定 義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （ １ ） 市民参加 政策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民が市政にかかわることをいう。
- （ ２ ） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

意見番号	ご意見	市の考え方
4	「市民」を定義し、個人だけではなく団体や事業者などの組織体も含むことを明確にすべき。	本条例では、基本的に「市民」とは、市内で生活し、働き、学び、活動するものであり、個人だけでなく、団体や事業者も含むものとして広く捉えています。ただし、実際に個別の市民参加を求める案件によっては、参加対象となる市民の範囲を限定することも想定しています（例えば、審議会委員を公募する場合に１８歳以上とする場合など）。この条例は市民参加の手続を定める条例であるという性格を持っており、条文中で「市民」を定義すると、条例の運用にあたっての「市民」の範囲と齟齬をきたすことになります。そこで、前文に「市内で生活し、働き、学び、活動する市民」という表現を盛り込むことで、この条例での基本的な市民の概念を表しました。
5	「実施機関」という表現に違和感を感じる。「市」と同義ではないのか。わかりやすく表現すべき。	本条例では行政への市民参加について定めており、市議会はこの条例の適用範囲外としています。そのことを明確にするために、「市」ではなく「実施機関」として、個別具体的に適用する行政機関を明示しました。「実施機関」は一般的にはなじみのない言葉ですが、条例を適切に解釈し運用していくために必要な表現であることをご理解ください。

第3条 （市の責務）

市は、市民参加を基本とした市政運営を行うものとする。

- 2 市は、市民参加しやすい環境を整備するものとする。
- 3 市は、市政に関する情報を市民に積極的に公表又は提供するとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。

意見番号	ご意見	市の考え方
6	3項について 市から発信される情報は、行政用語が多く、一般市民には難解なことがある。条文中に「市民にわかりやすく」という文言を加えるべき。	市からの情報提供は、市民の皆さんに理解していただくために行わなければ意味がありません。ご提案のとおり、「市民にわかりやすく」という文言を追加します。
7	市の責務として、行政はサイレントマジョリティの声に耳を傾けるべき。	市政運営にあたっては、積極的に自ら参加する市民の声だけでなく、サイレントマジョリティの声無き声を汲み取ることも大切なことは言うまでもありません。１項の「市は、市民参加を基本とした市政運営を行うものとする」にはそのことも含んでおり、第５条の市民参加の方法のなかに広聴活動を掲げているのも、そのことを踏まえたものです。

第4条 （市民の責務）

市民は、責任と自覚を持って市民参加するよう努めるものとする。

- 2 市民は、お互いの立場を尊重し市民参加するよう努めるものとする。

意見番号	ご意見	市の考え方
8	「責務」という表現は、前文の「自発的、自主的かつ自由に参加することができる」という表現と矛盾する。 - 前文で市民参加は市民の権利としていながら、市民に対して「責務」という言葉が使われているのは、参加を強制されているような印象を受ける。 「市民の権利」として「市民は市政への参加が市民の権利であることを認識し市民参加に努める」としてはどうか。	権利の行使には、責任や義務が伴うものであり、市民としての責任と自覚、他の市民への配慮を欠いた参加では、信頼関係や共感 は醸成されず、市民自治も育ちません。この条例の中で参加する市民の責務を明確にしておくことは、「市政への参加が市民の権利であり、市民自治の基本原則である」という前文と矛盾にするものではないと考えます。もちろん、この条例は、市民の皆さんに参加を強制したり、義務付けるものではありません。
9	- わざわざ条文中に規定する内容ではない。 - お互いの立場を慮っていては、率直な意見交換ができない。「お互いの意見を尊重し」とすべき。	お互いの意見が異なる場合、その意見を主張する背景を理解してこそ、合意形成に向けた歩み寄りも可能になるのではないのでしょうか。それぞれの立場を尊重しつつも、率直に意見交換をすることこそ、大切なことだと考え、市民の責務として規定しました。

第5条 （市民参加の方法）

この条例における市民参加の方法は、次のとおりとする。

- (１) パブリックコメント手続（政策の立案に当たり、実施機関が事前にその趣旨、内容その他必要な事項を公表し、市民の意見を求め、政策を意思決定するとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する手続をいう。以下同じ。）の実施
- (２) 審議会等（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定により設置する審議会等及び市の事務事業について審査、調査等を行うため、要綱等により実施機関に設置された審議会、委員会等をいう。以下同じ。）の開催
- (３) 市民会議（参加した市民が会議を運営し、報告書、計画書、条例素案等をまとめあげるための会議をいう。）の開催
- (４) ワークショップ（市と市民又は市民と市民が、論議し、言葉だけでなく身体を使って体験したり、相互に刺激し合うグループによる学びと創造の方法をいう。）の実施
- (５) 公聴会、説明会の開催
- (６) アンケート調査、聞き取り調査その他の広聴活動

意見 番号	ご意見	市の考え方
10	● 「パブリックコメント」、「ワークショップ」は一般になじみのない言葉だ。適切な日本語表現にすべき。「パブリックコメント」という用語を使用するのであれば、() 書きで日本語訳を併記してほしい。	● 「パブリックコメント」や「ワークショップ」は、もともと欧米で行われていた手法が我が国にも紹介され、導入されるようになってきたもので、その内容を過不足なく表現できる適切な日本語訳がありません。しかし、最近、新聞・雑誌等のメディアでは、カタカナ言葉のまま、頻繁に使用されるようになっていきます。そこで市では、この条例を制定する機会に、むしろこれらの言葉を市民の皆さんに知っていただきたいと考え、敢えて日本語での言い換えはせずにそのまま使うこととし、それらがどのようなものであるかを条文の中で定義する形をとることとしました。実際にこの言葉を使用する際には、説明を加えるなどの工夫をしていきます。
11	● 市民会議は市民参加の手法から削除すべきである。	● 市民会議は、定員を設けずに誰でも参加でき、行政が案をまとめる前段で市民間で議論し学びあう場であるとともに、市の政策への関心や納得度を高める場としても有効です。その他の参加手法には無い特徴を持っているものであり、市民参加の方法の一つとして欠かせない手法であると考えています。
12	● 市民参加の手法として「住民投票」を規定すべき。	● 市民参加のしくみづくり検討委員会において条例に盛りこむべき項目を検討した中で、住民投票については、重要な市民参加の方法であり条例に位置付ける必要があるものの、運用が難しい制度でもあり、さらに慎重な議論を重ねる必要があるとの提言に止まっています。今回は、先ず本市で既に経験を積み重ね、定着してきたことの条例化を基本とし、住民投票については今後の課題としてさらに検討を進めていく考えです。
13	● ここで取り上げられている市民参加の方法は、いずれも行政主導で行われるものだ。市民側の発意・主導による参加方法を規定する必要があるのではないか。	● 市民参加のしくみづくり検討委員会からは、市民の皆さんからの発意による市政への提案を受け入れる制度を規定する必要があるとの提言をいただきましたが、今回の条例制定は、本市が既に経験を積み重ねてきた市民参加を先ずしっかりルール化することを基本に考えていますので、そのような規定は盛り込みませんでした。今後、そのような制度も創設する方向で研究し、試行したうえで条例に盛り込んでいきたいと考えています。

第6条 （立案過程における市民参加）

実施機関は、次の各号に掲げる計画、条例等の案の立案過程において、前条各号に定める市民参加の方法（以下「参加方法」という。）のうち、より適切なものを効果的に行うものとする。

- (１) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (２) 市政に関する基本方針を定め、市民の生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与え、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定及び改廃
- (３) 大規模な公共施設の設置に係る計画等の策定又は変更
- (４) 前３号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加を要しないものとする。
- (１) 軽易なもの
- (２) 緊急に行う必要があるもの
- (３) 法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- (４) 実施機関内部の事務処理に関するもの
- (５) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- 3 前項第２号の規定により市民参加の対象としなかったときは、その理由を公表しなければならない。

意見 番号	ご意見	市の考え方
14	第１項 ● ３号「大規模な公共施設」について、「大規模」の定義があいまいである。 ● ３号に「全体で10億円以上の予算が必要と見込まれる事業については、住民の賛否を問うこと」という内容を加えて欲しい。 ● １号「施策の基本的な事項を定める計画」があるのだから、別立てする必要ないのでは。	● 第１項１号で対象としているのは、各分野の施策等の基本的な事項を定める計画のことを示しています。個別の大規模施設の設置計画等については、それとは別に市民参加のもとに行うことを明確にする必要があると考えています。 ● 「大規模」とは単に事業規模だけで判断するのではなく、施設の用途、利用者の範囲、事業費などから客観的かつ総合的に判断する必要があると考えています。 ● ここでは、必ず市民参加の対象としなければならないものを規定しています。また、市民参加は、政策をよりよいものとするために広く市民の皆さんのご意見を伺うもので、賛否を問うものではありません。政策の決定は市民の代表である議会での議論、議決を経て行うことになります。市民の皆さんが意見の中で賛否の意思表示をすることを妨げることはありませんが、ここで「住民の賛否を問う」という規定の仕方をするとは適切ではないと考えます。
15	第１項 ● １号に定める「市の基本構想・基本計画の策定又は変更」や２号に定める「条例の策定又は変更」については、市民参加の対象とすべきではない。市民参加の対象は、具体的な行政課題について必要と判断される場合に限定すべきである。	● 市民本位の市政運営を実践するために、常に幅広く市民の声を汲み取る必要があり、本条例では、政策の立案、実施、評価の一連の過程への市民参加を定めています。より適切な判断を行うためには、重要で基本的な事項については特に市民参加手続きを経る必要があると考えています。
16	第２項 ● ２号の「緊急に行う必要があるもの」については、「正当な理由」により緊急に行う必要が生じた場合に限定すべきである。「緊急」について、具体的に定義してほしい。 ● ２号の「緊急に行う必要があるもの」は第１項に但し書きで、定めるべき内容である。	● 市民参加を要せず「緊急に行う必要があるもの」とは、災害や事故の対応など緊急な対応が求められる場合や、時宜を逸しては効果がないと判断される場合を想定しています。ただし、それはあくまでも例外的なものであり、第３項の規定を設け、市民参加の手続きを踏まなかった理由を公表し、市民の皆さんの理解を得られるよう説明責任を果たすことを義務付けています。 ● 本条では第１項で必ず市民参加を要するもの、第２項で市民参加を要しないものをそれぞれ列記することで、よりわかりやすくなると考え、このような構成にしています。

第7条 （実施及び評価過程における市民参加）

実施機関は、前条第１項各号に掲げる計画、条例等が策定された後、その実施及び評価の過程においても、参加方法のうち、より適切なものを効果的に行うものとする。

意見 番号	ご意見	市の考え方
17	● この条は不要である。立案過程と実施・評価過程を分ける必要はない。	● 本市では、行政の政策立案過程だけでなく、実施・評価の過程まで、行政のマネジメントサイクル全般にわたって市民参加を進めていくこととしています。そのことを明確にするために、敢えて、本条を設けて「実施及び評価過程における市民参加」を規定しました。

第8条 （パブリックコメント手続）

- 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、あらかじめ、対象とする事案その他別に定める事項を公表しなければならない。
- 2 パブリックコメント手続により意見を提出する市民は、原則として住所、氏名を明らかにしなければならない。
- 3 パブリックコメント手続を実施した場合の意見の提出期間は、1月以上とし、意見等の提出を求める事案の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし、緊急の必要がある場合その他やむを得ない理由により1月の期間を確保できない場合は、この限りでない。
- 4 実施機関は、前項ただし書きの規定により意見書提出期間として1月を確保できない場合は、その理由を公表しなければならない。
- 5 実施機関は、提出された意見の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公開するものとする。
- （1） 提出された意見の内容
- （2） 提出された意見の検討結果及びその理由
- 6 前各項に定めるもののほか、パブリックコメント手続に関し必要な事項は別に定める。

意見番号	ご意見	市の考え方
18	第3項 ● 「1月」という表現ではなく、「1か月」にすべき。	● 「1月」は1か月を示す法令用語であり、法律や本市の条例ではすべてこの表記によっていますので、素案でもそのように表記しました。ただ、ここでは最低1か月程度の提出期間は確保することを担保するための規定ですので、ご意見を踏まえ、市民にとってより分かりやすいものとするため、「1月」という文言を「30日」に修正することとしました。

第9条 （審議会等）

- 実施機関は、審議会等を設置する場合は、その設置趣旨及び審議内容に応じ、原則として公募により選考された市民を審議会等の構成員とするものとする。
- 2 実施機関は、審議会等の構成員について、幅広い人材を登用するよう努めるとともに、透明性・信頼性の高い運営を行うよう努めるものとする。
- 3 実施機関は、審議会等の会議を公開しなければならない。ただし、公開することにより支障が生じると認められる場合は、この限りでない。
- 4 実施機関は、審議会等の会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りでない。
- 5 実施機関は、審議会等の会議の記録を作成し、これを閲覧に供しなければならない。ただし、八王子市情報公開条例第8条各号に定める不開示情報が記録されているときは、当該情報が記録されている部分については、この限りでない。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は別に定める。

意見番号	ご意見	市の考え方
19	第1項 ● 専門家や利害関係者の中では、市民委員は弱い立場である。公募市民委員の割合を1/3程度にはしてほしい。	● 審議会等はその設置の目的や審議する内容によって、適正な構成はさまざまであると考えます。特に、政策立案のための設置の場合は、その過程におけるどのような段階での設置なのか、別のどのような参加方法を組み合わせるのかによっても、適正な規模や構成の考え方は変わってきます。従って、公募市民委員の構成割合については、一律に条例で定めることは適切ではないと考えます。
20	第2項 ● 審議会等の構成員として幅広い人材を登用するための具体的方法として、委員就任希望者を事前に登録する制度を作ることを検討してほしい。	● 審議会等の市民委員公募を行っても応募が少なかったり、委員の推薦をお願いする団体が固定化しているなどの課題もありますので、ご提案いただいた「登録制度」的なものを検討していく考えです。
21	第2項 ● 審議会等への委員としての参加資格に年齢制限を設けないでほしい。	● 本条例の施行にあたって、審議会等委員を募集したり選定する際の年齢による制限を一律に設けることは考えておりません。しかし、審議会等の設置趣旨や審議内容によっては、年齢をはじめ、一定の条件を事前に設定する場合があることは考えられます。ただし、その場合には、その条件を設定する理由を明確にしていこう考えです。
22	第4項 ● 審議会等の公開に際しては、市のホームページ等を活用し、より市民がアクセスできるようにしてほしい。	● 審議会等の開催情報は市のホームページのほか、事務所等の窓口で公開しています。また、会議録についてもホームページで公開しております。ただし、一部徹底されていない現状もありますので、よりわかり易く、広範囲に情報が提供できるよう、さらに努めていこう考えです。
23	● 会議を公開するだけでは不十分である。傍聴を認めるのみでなく、傍聴者との質疑応答の機会も設定すべき。	● 審議会等は時間的な制約もあり、委員同士での活発な議論が行われることを優先する必要があります。会議を円滑に運営していくことは座長や委員長の権限に属し、傍聴者の発言機会を設けるかどうかも含め、審議会等をどのように運営していくかは、それぞれの審議会等ごとに、委員が確認し合って決めることとなります。従って、この条例でそのような規定を設けることは適切ではないと考えます。

第11条 （推進審議会の設置等）

- 市民参加条例の適切な運用を図るため、市長の附属機関として、八王子市市民参加推進審議会（以下「推進審議会」という。）を設置する。
- 2 推進審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。
- （1） この条例の運用に関すること。
- （2） 新たな市民参加の方法に関すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関し必要な事項
- 3 推進審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員8人以内をもって組織する。
- （1） 市長が行う公募に応じた者
- （2） 学識経験者
- 4 推進審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前4項に定めるもののほか、推進審議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

意見番号	ご意見	市の考え方
24	● 第5条で市民参加の方法を複数提示しているにもかかわらず、市民参加を推進する条例でなぜ審議会の設置ありきなのか。審議会方式を奨励している印象が否めない。本条例に規定すべきではない。	● この推進審議会は、市民参加のしくみづくり検討委員会からの提言を踏まえ、この条例が適切に運用され市民参加が進んでいるかどうかを市民の視点から継続的にチェックするとともに、この条例には盛り込まれていない新たな市民参加の方法などについて審議するために設置するものです。現時点では、この目的を果たすためには、条例でその位置付けや機能を明確にする審議会方式が最適であると判断したものであり、そのことが審議会方式を奨励することにつながるとは考えておりません。
25	第3項 ● 推進審議会委員は少数精鋭で、業務監査・システム監査等に知識の高い人を選定すべき。	● 推進審議会は学識経験委員と公募市民委員からなる8人以内で組織することとしました。委員の選定にあたっては、本審議会の設置目的に相応しい構成となるようにする考えです。

全般的事項（条文構成）

意見番号	ご意見	市の考え方
26	「パブリックコメント手続」や「審議会等」については、別条を設けて基本的な事項を定めているが、その他の参加方法については定めがない。「市民会議」「ワークショップ」「公聴会、説明会の開催」についても基本ルールを規定すべきでは。 「パブリックコメント手続」と「審議会等」を参加手法として勧奨していると感じられる。	「パブリックコメント手続」については、実施にあたっての手順や意見提出期間などを統一的に取り扱う必要があると考え、条例で基本的な事項を規定しました。 「審議会等」については、既に内規で指針等を定めて実施してきた経験の蓄積があり、特にすべての審議会等に共通して適用すべき基本的な事項は条例で定めることとしました。 「市民会議」については、本市での経験はまだ限られており、いかなる場合にも共通する基本ルールを定めるだけの蓄積がないこと、また、参加市民自身が柔軟に運営していくことが望ましいと考え、条例での統一ルールを定めることはしませんでした。 - その他の参加方法についても、現段階では条例でルールを固定化するより、ケース・バイ・ケースで柔軟に運営し、経験を重ねていく必要があると考えています。当面は実施要項等の運用規定を定めて実施経験を蓄積したうえで、必要があれば条文化していく考えです。
27	先ず市民参加の対象を明確にした上で、その方法を定めるのが適切な順序ではないか。第5条と6条は順序が逆では。	条文の構成については、より簡潔な条文表現とし、条例全体をわかりやすいものとするために全体の構成を検討した結果、この構成が最適であると判断しました。

その他

意見番号	ご意見	市の考え方
28	市民の参加を促すためには、市民が条例を読んで理解できるよう、平易な表現にしてほしい。	市民が条例を読み通すことができるよう、簡潔で平易な表現とするよう努めていますが、法例文としての制約もありますので、素案のような形にしました。施行までには、逐条解説や市民向けのパンフレットなどの補助的な資料を作成し、条例と併せてご覧いただくことで、条例の趣旨や内容をより理解していただけるよう工夫していく予定です。
29	本条例の対象事案は、条例施行後に新たに政策立案されるものだけではなく、既に実施済み、或いは実施中の案件についても新たな視点で市民参加できるしくみを追加する必要がある。現状の問題点を市民参加により明らかにし、改善できるしくみも条例に明記してほしい。	- この条例が施行される時点で実施段階にある事案であっても、条例制定の趣旨にそって市民参加を進めていくことが基本であり、第11条により設置する推進審議会には、市民の視点で市民参加が効果的に行われているかを検証、評価をお願いする予定です。 - 現在も広聴活動、行政評価制度や市民満足度調査などにより、市民の視点で実施事業を検証し、改善すべく努めておりますが、より有効な手法についての研究も進めていく考えです。
30	本条例における市議会の位置付けは、サイレントマジョリティは、選挙で市長、議員を選び、市政への参加を果たしているが、さらに市民参加が必要なのか。議会のかかわり方が明確ではない。	この条例は、行政への市民参加についてをルール化する趣旨で制定するものであり、適用の対象となる実施機関に議会は含めておりません。市長は市民から市政運営の舵取りを付託された行政の最高責任者として市民本位の行政運営を行うために、政策立案・実施・評価過程への市民参加を進める必要があると考えます。そして、市民参加が進めば進むほど、市長が提案する議案の審査や議会での質問を通じて市政運営を監視する権限をもつ、サイレントマジョリティも含めた市民を代表する議会の重要性は、より一層増すものと考えます。
31	条例に地域色・独自色を出すのは難しいと思うが、多摩26市の施行状況や問題点を提示すべき。	この条例の制定は、これまで本市が進めてきた市民参加を市民の目で検証し、基本的な事項は議会の議決を要する条例の形にすることで、市民共有のルールとして明確にすることを目指しています。他市の条例制定状況等については市民参加のしくみづくり検討委員会で参考としておりますが、各自治体ごとにそれぞれの経験の蓄積や制定の意図が異なりますので、素案のパブリックコメント手続にあたっての参考資料としては提示しませんでした。
32	本条例の制定は時期尚早である。市民参加については基本構想で謳っており、権利や義務を条文化するのではなく、首長のリーダーシップのもとで進めるべき。	市長の強力なリーダーシップの発揮により市民参加が進むことを期待する旨は、市民参加のしくみづくり検討委員会の提言でも述べられおり、そのとおりだと考えております。しかし、八王子ゆめおりプランでは、市民参加を推進するための条例など市民自治を確立するための基盤となる制度整備を行うことを施策として位置付けています。着実な計画の実施こそ求められており、これまで本市が積み重ねてきた実績を踏まえた基本的なルールとして市民参加条例を制定することは、時期尚早であるとは考えておりません。条例制定を機に改めて市政全般を見渡し、市長のリーダーシップのもとに市民参加を進めていくことが必要であると考えます。
33	市が市民との情報共有化をどのように行うのかといった参加の前提になる部分について、条例の中に市の姿勢を盛り込み市の意気込みが伝わる条文とすべき。	- 市民への市政情報の提供は、現在でも積極的に実施していますが、この条例で市の責務として、市民参加しやすい環境の整備や市政に関する情報の積極的な公表などを規定することで、改めて市の姿勢を明確にしました。 - どのように行うかということについては、具体的な手法や手続のことになりますので、条例ではなく、実施要綱などで示してゆく考えです。
34	町会長、老人会長、子供会長等の経験者は、声なき声の存在など地域の実情を把握している。これらの経験者を組織化して意見を吸上げるしくみをつくれば、的確な市民ニーズの把握が可能である。	これまで審議会等の設置にあたって町会・自治会、高齢者団体等、さまざまな市民団体から委員を推進していただいているのも、まさに日頃の活動の場でのより多くの市民の皆さんの実情を踏まえて市政運営を行うためです。ご意見を参考に、より多くの声を汲み取るしくみを検討していきます。
35	- 八王子市市民参加条例素案に賛同する。市民が参加しやすい環境を作り、市民の自由な意見交換によりお互いに納得できるルールを作るための手法として本条例に賛成する。 - 条例素案については基本的に賛成である。 - 行政運営に市民の声を活かせる制度をつくることを評価する。	

問い合わせ 八王子市総合政策部政策審議室

〒 192 - 8501
住所:八王子市元本郷町3 - 24 - 1
TEL:042-620-7200 FAX:042-627-5939
e-mail:sogoseisaku@city.hachioji.tokyo.jp